

「外国人材の受入れに関する円卓会議」 2019 年度第二回会合

2019 年 9 月 24 日

衆議院第一議員会館第六会議室

要旨

2019 年 9 月 24 日、2019 年度二回目となる「外国人材の受入れに関する円卓会議」が衆議院第一議員会館にて、公益財団法人日本国際交流センター（JCIE）の主催により実施された。会合は、28 名のメンバーのうち 20 名（代理出席を含む）の参加を得て開催された。

冒頭、大河原昭夫日本国際交流センター理事長が共同座長を代表して挨拶を行い、その後、新メンバーとして法務大臣政務官の宮崎政久衆議院議員の挨拶、さらにメンバー間の情報交換として、中川正春衆議院議員による「日本語教育の推進に関する法律」の施行についての解説、関聡司新経済連盟事務局長（三木谷浩史代表理事の代理出席）による新経連が近々発表する「日本の『移民政策』の確立に向けた提言～改正出入国管理法の施行を受けて」についての説明、最後に 11 月に福岡で行う円卓会議の連携によって実施予定のシンポジウムについて井手修身 NPO 法人アイデア九州・アジア理事長から進捗状況についての話が行われた。

その後、「ドイツの移民制度と日本への示唆」をテーマに、昔農英明明治大学文学部専任講師から講義がありそれに対する質疑応答と議論が行われた。最後に國松孝次一財未来を創る財団会長が閉会挨拶を行った。詳細は以下のとおり。

冒頭の大河原昭夫日本国際交流センター理事長の挨拶では、昨年度は外国人材を受入れたあとの支援政策等を議論したが、本年度は受入れの基準等のあり方について重点を置いて議論するため、その参考としてドイツの政策について昔農氏を招いた旨を伝えた。

続いて、今回、初参加となった法務大臣政務官の宮崎政久衆議院議員は、円卓会議が議論するテーマは日本の将来のあり方に影響を及ぼす重要なテーマであり、円卓会議の知見を受け止めて政治活動に活かしたいと挨拶があった。

■円卓会議メンバーによる活動報告

中川正春衆議院議員は「日本語教育の推進に関する法律」について、移民基本法が本来必要であるものの、必要度の高い日本語教育について国会内で超党派による議員連盟を結成し立法を行ったと説明した。外国人にとって日本語習得は、日本での生活の基本インフラであり、この法律では多文化共生社会実現のためには、日本語教育を政府の責任であると規定

し、基本計画を今後、政府が策定することになる。外国人にとって母語の重要性にも配慮した内容となっており、国内だけではなく海外の日本語教育の充実も視野に入れている。なお、主管省庁は文科省と外務省となると説明した。

関聡司新経済連盟事務局長（三木谷浩史代表理事の代理出席）による「日本の『移民政策』の確立に向けた提言～改正出入国管理法の施行を受けて」の発表では議論を喚起する意味であえて「移民」という言葉を使っていること、日本にとって移民は、人口減少への対応だけではなく、イノベーションの源泉となりえること、世界では優秀な人材の獲得競争が起こっており、移民目線で日本の魅力を高める必要を強調した。その上で、移民政策を正面から位置付ける移民基本法、複雑化した在留資格制度、総花的な外国人共生政策の見直し、民間企業の外国人従業員受入れに関する取り組みへの税制面での支援のあり方、などについて言及した。メンバーから高度人材以外の政策の必要性、出生地主義の提言についての検討状況の質問がなされた。

井手修身 NPO 法人アイデア九州・アジア理事長は、九州経済連合会で井手氏を座長として、外国人受入れのワーキングを実施しており、九州の企業としての対応を検討しているが、特定技能に対して地元企業や教育機関の認識の状況、また企業の外国人受入れについての認識の向上の必要性など、福岡の現状を説明した。さらに井手氏は、11月に福岡で、日本国際交流センターと九州経済連合会、西日本新聞の主催によるシンポジウムの計画について述べた。

■ 「ドイツの移民制度と日本への示唆」

休憩後、大河原座長から、これまで共同座長を務めてきた国松孝次氏が退任し、一般のメンバーとなる旨の発表があったあと、毛受敏浩事務局長の司会によって、明治大学の昔農英明講師からドイツの移民制度と日本への示唆についての講演が行われ、その後 Q&A と議論が行われた。

昔農氏は、日本ではドイツの移民・難民受け入れを巡って「危機」や「失敗」が強調される傾向にあるが、現実にはドイツでは移民・難民の有する生産性と治安管理を主軸とする現実的な移民政策、すなわち選別的移民政策が着実に行われていることが見過ごされている点を指摘した。ドイツの政策も 90 年代後半までは日本の外国人の受入れと共通点が見られ、事実上の移民国家であるにもかかわらず、ドイツは移民国家でないといい続けてきた。

しかし、この 20 年で劇的な変化が起こった。外国人のドイツ国籍取得数の推移、国籍取得者数は、74 年に 2 万人に満たなかったが、99 年に法改正されたことによって 18 万人を超え、その後、ほぼ毎年 10 万人以上が継続している。1999 年の法改正により、19 歳か 23 歳の時に、国籍を選択することとされていたが、2014 年、再度改正して、二重国籍を原則容認した。また併せて、2004 年 7 月、移民制御法が成立した。これは移民の積極的な導入よりも管理・制限と統合を柱としたもので、特徴は連邦レベルで初めて移民を将来の

市民の候補として編入するという政策が導入されたことにある。移民制御法は複数の法律によって成るが、その中心に「滞在法」がある。従来、滞在資格は5種類あったが、滞在資格を2種類、期限付きの滞在許可と定住許可に限定した。それに加えて、いろいろな滞在目的、例えば人道目的、難民、家族、就労等に応じて滞在許可が交付され簡素化された。

移民制御法の施行後、外国人労働者が増えないことを受けて、次第に緩和されて現在に至る。一方、ヨーロッパレベルで非EU（第三国）出身大卒者、数学、情報学、自然科学、工学（MINTと呼ばれる）+医学の分野など、高度技能移民を積極的に受入れるEUブルーカードが導入された。大卒資格を有し、年収条件をクリアした職種の雇用契約を行った非EU出身外国人に対して33か月後に一定レベルのドイツ語能力を有すれば定住可能、更にB1レベルのドイツ語能力があれば21か月後に定住可能とした。

さらに、連邦雇用エージェンシーは国内で供給不足があると判断した、資格を要する職種に関して、雇用契約と資格認定により大卒に限らず受入れる制度を発足させた。不足する職種についてのpositive listが作られ、このlistに載れば、特に労働市場テストを実施することなく受入れが出来るようになった。

また外国の職業資格を認定するために、職業資格認定法が制定され、外国の職業資格をドイツの資格として認めるための審査・認定する仕組みが出来た。これが出来たことにより、技能移民を受入れる基盤ができた。

さらに、今年の6月にまた法律が改正され、2020年3月施行予定でこの改正により職種に関係なく、雇用契約と職業資格の認定がドイツで認められれば、労働市場テストを実施することなく無差別的に受け入れられるが行われる。ただし、この法改正においては、国内労働市場の変化により、景気が悪化する場合には制限する制度となっている。その他、統合政策や難民受け入れの現状について言及した。

ドイツの経験の日本への示唆として包括的な移民概念、すでに移民受け入れ国になっている事実の認識共有が必要、合理的な判断として公的な移民受け入れと統合政策を導入の必要性、労働力ではなく人として受け入れることの重要性を指摘した。その後、質疑応答と議論では、ドイツ国内の地域による受け入れへの温度差、外国人の犯罪、ドイツと日本の制度的な差異、排外主義の背景などが話合われた。

閉会挨拶

最後に、共同座長の国松孝次氏から閉会の挨拶があった。国松氏は、「昔農講師の話は真に興味深かった。中でも印象に残ったのはドイツの移民政策は様々に変転しながらも、その基底に、常にプラグマティックな姿勢を見て取ることができるということであった。日本も、出入国管理在留管理庁が出来、これから新たな政策展開があるわけであるが、それに対して、メンバー間でそれぞれの立場から、様々な意見がでてくることだろう。ただ、いずれにしても、地に足のついたプラグマティックな姿勢だけは堅持する必要があると思う。私は、今回

で共同議長を辞するが、今後とも、一人のメンバーとして議論に参加してまいりたい。」と述べた。